

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2022年2月8日
【四半期会計期間】	第56期第3四半期 (自 2021年10月1日 至 2021年12月31日)
【会社名】	西菱電機株式会社
【英訳名】	SEIRYO ELECTRIC CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 西井 希伊
【本店の所在の場所】	兵庫県伊丹市藤ノ木三丁目5番33号 (同所は登記上の本店所在地で実際の業務は「最寄りの連絡場所」で行っております。)
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	大阪市北区堂島二丁目4番27号
【電話番号】	06(6345)4160(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 経営企画本部本部長 金井 隆
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第55期 第3四半期 連結累計期間	第56期 第3四半期 連結累計期間	第55期
会計期間	自 2020年4月1日 至 2020年12月31日	自 2021年4月1日 至 2021年12月31日	自 2020年4月1日 至 2021年3月31日
売上高 (百万円)	10,714	10,734	18,155
経常利益又は経常損失 () (百万円)	158	346	347
親会社株主に帰属する四半期純損失()又は親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	123	253	232
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	95	249	337
純資産額 (百万円)	5,020	5,097	5,453
総資産額 (百万円)	8,605	8,534	11,291
1株当たり四半期純損失()又は1株当たり当期純利益 (円)	35.19	72.61	66.50
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	-	-	-
自己資本比率 (%)	58.34	59.72	48.30

回次	第55期 第3四半期 連結会計期間	第56期 第3四半期 連結会計期間
会計期間	自 2020年10月1日 至 2020年12月31日	自 2021年10月1日 至 2021年12月31日
1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純損失 () (円)	16.54	11.23

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、第55期は潜在株式が存在しないため記載しておりません。第55期第3四半期連結累計期間及び第56期第3四半期連結累計期間は1株当たり四半期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第1四半期連結会計期間の期首から適用しており、当第3四半期連結累計期間及び当第3四半期連結会計期間に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

2【事業の内容】

当社グループ(当社及び連結子会社)は、情報通信端末の販売及び修理並びに映像を含む情報通信機器及びシステムの製造・製作・販売・運用・保守を主な事業としております。

当社は、三菱電機株式会社より23.2%の出資を受けており、同社の関連会社であります。

当第3四半期連結累計期間において、当社グループが営む事業の内容について、重要な変更はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の異常な変動等又は、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

なお、当社グループは、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を第1四半期連結会計期間の期首から適用しております。そのため、以下の経営成績に関する記載については、増減額及び前年同期比（％）を記載せずに説明しております。収益認識会計基準等の適用の詳細については、「第4 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 注記事項(会計方針の変更)」をご参照ください。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

経営成績の状況

当第3四半期連結累計期間における国内経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大が落ち着きを見せ、社会・経済活動が徐々に再開されつつあるものの、感染力の高いオミクロン株が世界的に急速に拡大しつつあり、今後の感染拡大も予測されるなど、いまだ収束の見えない状況にあります。

当社グループの関連する業界では、情報通信端末事業におきましては、大手キャリアの低額料金プラン導入、5Gサービスの開始など市場環境が大きく変化しています。また、新型コロナウイルス感染症の拡大をきっかけとした新たな生活様式への移行に伴う顧客動向の変化から、国内キャリアの施策にも変化が見られ、今後の動向は不透明な状況となっております。情報通信システム事業におきましては、依然として頻発する豪雨災害や地震被害などから、国民の安心・安全な暮らしを守る社会インフラの整備・強化が求められています。また、新型コロナウイルス感染症の拡大をきっかけとして、デジタル庁が主導するデジタル社会形成に向けたデジタル・トランスフォーメーションの促進など、さまざまな分野でビッグデータ、IoT、AI、ブロックチェーン、大容量通信などの新技術の活用はなお一層進んでいくものと考えられます。

このような状況下、当社グループの売上高は、携帯端末修理再生の修理台数減少による売上高減があったものの、官公庁向けシステム受注増、子会社である西菱電機エンジニアリング株式会社の三菱電機株式会社向け受注増などによりほぼ前年並みとなりました。経常損益は、収益率の改善や自粛に伴う固定費の減少、費用抑制などに取り組んだものの、携帯端末販売の販売インセンティブ減に伴う収益力の低下、システム事業の競争激化による収益率悪化により悪化となりました。なお、「市町村防災行政無線システム」、「IoT関連事業」をはじめとした新規事業開発、規模拡大に向けた社内体制強化、販売促進などの積極的な投資は継続しております。

これらの結果、当第3四半期連結累計期間の経営成績は、売上高107億34百万円（前年同期は売上高107億14百万円）、営業損失3億55百万円（前年同期は営業損失1億90百万円）、経常損失3億46百万円（前年同期は経常損失1億58百万円）、親会社株主に帰属する四半期純損失2億53百万円（前年同期は親会社株主に帰属する四半期純損失1億23百万円）となりました。

なお、収益認識会計基準等を経過的な取扱いに従って第1四半期連結会計期間の期首から適用しており、財政状態および経営成績に影響を及ぼしています。詳細については、「第4 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 注記事項（会計方針の変更）」に記載しています。

セグメントの経営成績は、次のとおりであります。

a. 情報通信端末事業

情報通信端末事業におきましては、携帯端末修理再生修理台数減、PC販売事業の事業終了により売上高は前年比減収となりました。携帯端末販売は一部キャリアの販売インセンティブ変更による減収を販売台数増でカバーし、売上高は前年比増収となりました。利益面では、携帯端末修理再生における生産性の向上、携帯端末販売における付加価値商材提案による収益性の向上に取り組んだものの、販売インセンティブ減を主因とした収益率悪化の影響をカバーできず減益となりました。

これらの結果、情報通信端末事業での売上高は51億61百万円（前年同期は売上高51億91百万円）、営業利益は4億2百万円（前年同期は営業利益5億41百万円）となりました。

b. 情報通信システム事業

情報通信システム事業におきましては、売上高は官公庁向けシステム受注増、子会社である西菱電機エンジニアリング株式会社の三菱電機株式会社向け受注増により増収となりました。利益面では、原価低減などに加え、固定費の抑制に取り組んだものの競争の激化などの影響から収益率が悪化し、減益となりました。なお、「市町村防災行政無線システム」などへの開発投資は引き続き推進しております。

これらの結果、情報通信システム事業での売上高は55億71百万円（前年同期は売上高55億54百万円）、営業利益は2億78百万円（前年同期は営業利益3億47百万円）となりました。

なお、情報通信システム事業における官公庁向けの売上高は、通常の営業形態として、第4四半期に完成する割合が大きいため、経営成績に季節の変動があります。

c. IoT事業

IoT事業におきましては、これまでに開発した「Seiryō Business Platform(SBP)」の関連サービスの販売拡大に特化した活動を推進しております。当第3四半期連結累計期間におきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響を受け、販売活動の停滞、顧客投資意欲の減退など厳しい状況が継続している中、当社ソリューション提案力を活かした営業活動の推進による販売拡大に努めております。

これらの結果、IoT事業での売上高は4百万円(前年同期は売上高2百万円)、営業損失は51百万円(前年同期は営業損失76百万円)となりました。

「Seiryō Business Platform(SBP)」では、これまでのICTソリューション企業として培ってきた無線通信、システム開発、クラウドサービスなどの知見を活かし、“モノのインターネット(Internet of Things)”と“現場コミュニケーション(Field-Communication)”を一つのプラットフォームとすることで、現場の改善に必要な“人やモノの見える化”とチーム内の“コミュニケーション強化”を促進し、従来よりも広い業種業態で生産性向上、業務効率化、働き方改革などに資することができます。

今後も同サービスのサービス拡大による事業拡大に向け積極的な活動を行ってまいります。

財政状態の状況

(流動資産)

当第3四半期連結会計期間末における流動資産の残高は、63億44百万円(前連結会計年度末は91億88百万円)となり、28億44百万円減少しました。主な要因は、契約資産の12億08百万円増加に対し、売上高の季節的変動による受取手形及び売掛金の48億56百万円減少によるものです。

(固定資産)

当第3四半期連結会計期間末における固定資産の残高は、21億90百万円(前連結会計年度末は21億3百万円)となり、87百万円増加しました。主な要因は、繰延税金資産の1億5百万円増加によるものです。

(流動負債)

当第3四半期連結会計期間末における流動負債の残高は、32億72百万円(前連結会計年度末は56億70百万円)となり、23億97百万円減少しました。主な要因は、支払手形及び買掛金の16億26百万円減少、短期借入金の6億円減少によるものです。

(固定負債)

当第3四半期連結会計期間末における固定負債の残高は、1億64百万円(前連結会計年度末は1億67百万円)となり、2百万円減少しました。

(純資産)

当第3四半期連結会計期間末における純資産の残高は、50億97百万円(前連結会計年度末は54億53百万円)となり、3億56百万円減少しました。主な要因は、親会社株主に帰属する四半期純損失2億53百万円、剰余金の配当1億15百万円などによるものです。

(2) 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

前事業年度の有価証券報告書に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について重要な変更はありません。

(3) 経営方針・経営戦略等

当第3四半期連結累計期間において、当社グループが定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(4) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第3四半期連結累計期間において、当社グループが優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

(5) 研究開発活動

当第3四半期連結累計期間における当社グループの研究開発費の総額は74百万円です。なお、セグメントごとの研究開発の目的、内容、成果及び研究開発費は次のとおりであります。

・情報通信端末事業

待ち時間短縮や効率的な業務運営のサポートなどサービス満足度向上を目的として、携帯ショップ向け、異業種向け、自治体向けなどの運営システムの開発に注力しております。これらの情報通信端末事業における研究開発費は1百万円であります。

・情報通信システム事業

安心・安全をキーワードとした、顧客ニーズに合致するシステム・製品・サービスの提供を拡充すべく、各種情報通信システムの開発に注力しております。これらの情報通信システム事業における研究開発費は73百万円であります。

(6) 財務及び事業の方針の決定を支配する在り方に関する基本方針

当第3四半期連結累計期間において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針について重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	12,000,000
計	12,000,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (2021年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (2022年2月8日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	3,500,000	3,500,000	東京証券取引所 市場第二部	単元株式数 100株
計	3,500,000	3,500,000	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2021年10月1日～ 2021年12月31日	-	3,500	-	523	-	498

(5)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】
 【発行済株式】

2021年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,800	-	単元株式数 100株
完全議決権株式(その他)	普通株式 3,497,300	34,973	単元株式数 100株
単元未満株式	普通株式 900	-	-
発行済株式総数	3,500,000	-	-
総株主の議決権	-	34,973	-

(注) 「単元未満株式」には、当社所有の自己株式32株が含まれております。

【自己株式等】

2021年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 三菱電機株式会社	兵庫県伊丹市藤ノ木 三丁目5番33号	1,800	-	1,800	0.05
計	-	1,800	-	1,800	0.05

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（2021年10月1日から2021年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（2021年4月1日から2021年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (2021年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	929	1,485
受取手形及び売掛金	6,712	1,855
契約資産	-	1,208
商品及び製品	387	336
仕掛品	321	465
原材料	357	273
その他	480	720
貸倒引当金	0	0
流動資産合計	9,188	6,344
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	1,247	1,215
減価償却累計額	694	684
減損損失累計額	8	3
建物及び構築物(純額)	544	527
機械装置及び運搬具	413	413
減価償却累計額	398	402
減損損失累計額	1	1
機械装置及び運搬具(純額)	13	9
工具、器具及び備品	781	787
減価償却累計額	579	592
減損損失累計額	75	74
工具、器具及び備品(純額)	126	120
土地	278	278
建設仮勘定	0	0
有形固定資産合計	964	936
無形固定資産		
その他	215	191
無形固定資産合計	215	191
投資その他の資産		
投資有価証券	41	41
退職給付に係る資産	26	62
繰延税金資産	354	459
その他	535	531
貸倒引当金	33	33
投資その他の資産合計	923	1,061
固定資産合計	2,103	2,190
資産合計	11,291	8,534

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (2021年12月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	2,950	1,324
短期借入金	600	-
未払法人税等	62	3
賞与引当金	603	186
短期解約損失引当金	0	0
製品保証引当金	49	45
受注損失引当金	10	2
工事補償引当金	39	40
その他	1,354	1,669
流動負債合計	5,670	3,272
固定負債		
資産除去債務	79	79
その他	88	84
固定負債合計	167	164
負債合計	5,838	3,437
純資産の部		
株主資本		
資本金	523	523
資本剰余金	498	498
利益剰余金	4,449	4,088
自己株式	1	1
株主資本合計	5,469	5,109
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	8	8
退職給付に係る調整累計額	24	20
その他の包括利益累計額合計	16	11
純資産合計	5,453	5,097
負債純資産合計	11,291	8,534

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年12月31日)
売上高	10,714	10,734
売上原価	7,474	7,618
売上総利益	3,239	3,116
販売費及び一般管理費	3,429	3,472
営業損失()	190	355
営業外収益		
受取配当金	3	1
受取和解金	17	-
助成金収入	18	6
固定資産売却益	-	2
その他	4	9
営業外収益合計	43	19
営業外費用		
支払利息	2	0
支払手数料	2	2
固定資産除却損	0	4
雇用助成納付金	3	1
その他	2	1
営業外費用合計	11	10
経常損失()	158	346
税金等調整前四半期純損失()	158	346
法人税、住民税及び事業税	39	18
法人税等調整額	74	111
法人税等合計	35	92
四半期純損失()	123	253
非支配株主に帰属する四半期純損失()	-	-
親会社株主に帰属する四半期純損失()	123	253

【四半期連結包括利益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年12月31日)
四半期純損失()	123	253
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	8	0
退職給付に係る調整額	19	3
その他の包括利益合計	27	4
四半期包括利益	95	249
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	95	249
非支配株主に係る四半期包括利益	-	-

【注記事項】

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を第1四半期連結会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

従来は請負工事契約に関して、進捗部分について成果の確実性が認められる工事には工事進行基準を、それ以外の工事には工事完成基準を適用しておりました。これを第1四半期連結会計期間より、一定の期間にわたり充足される履行義務は、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識し、一時点で充足される履行義務は、工事完了時に収益を認識することとしております。なお、履行義務の充足に係る進捗率の見積りの方法は、見積総原価に対する発生原価の割合(インプット法)で算出しております。履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識することとしております。また、代理人として行われる取引については、従来は顧客から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、純額で収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、第1四半期連結会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、第1四半期連結会計期間の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、第1四半期連結会計期間の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用していません。

この結果、当第3四半期連結累計期間の売上が164百万円、売上原価が253百万円、営業損失、経常損失及び税金等調整前四半期純損失が89百万円減少しております。なお、利益剰余金の当期首残高への影響は軽微であります。

なお、収益認識会計基準第89-2項に定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度について新たな表示方法により組替えを行っておりません。さらに、「四半期財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第12号 2020年3月31日)第28-15項に定める経過的な取扱いに従って、前第3四半期連結累計期間に係る顧客との契約から生じる収益を分解した情報を記載していません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を第1四半期連結会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

	当第3四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年12月31日)
原価差異の繰延処理	季節的に変動する操業度により発生した原価差異のうち、原価計算期間末までにほぼ解消が見込まれるものについては、当該原価差異を流動資産(その他)として繰り延べて処理する方法を採用しております。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り)

前連結会計年度の有価証券報告書の追加情報に記載した新型コロナウイルス感染拡大の影響に関する仮定について重要な変更はありません。

(退職給付制度の変更)

当社は、2021年10月22日開催の取締役会において、2022年4月1日より現行の確定給付年金制度の一部について確定拠出年金制度に移行することを決議いたしました。

この移行に伴う会計処理については、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」(企業会計基準適用指針 第1号 平成28年12月16日改正)及び「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」(実務対応報告 第2号 平成19年2月7日改正)を適用する予定です。

なお、本移行に伴う財政状態及び経営成績に与える影響については、現在算定中であります。

(四半期連結損益計算書関係)

売上高の季節的変動

前第3四半期連結累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自 2021年4月1日 至 2021年12月31日)

当社グループの情報通信システム事業における官公庁向けの売上高は、通常の営業の形態として、第4四半期に完成する工事の割合が大きいため、経営成績に季節的変動があります。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年12月31日)
減価償却費	133百万円	146百万円

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2020年6月23日 定時株主総会	普通株式	80	23	2020年3月31日	2020年6月24日	利益剰余金
2020年10月30日 取締役会	普通株式	34	10	2020年9月30日	2020年12月3日	利益剰余金

当第3四半期連結累計期間(自 2021年4月1日 至 2021年12月31日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2021年6月24日 定時株主総会	普通株式	80	23	2021年3月31日	2021年6月25日	利益剰余金
2021年11月5日 取締役会	普通株式	34	10	2021年9月30日	2021年12月3日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位: 百万円)

	報告セグメント				調整額	合計
	情報通信 端末事業	情報通信 システム事業	I o T事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	5,186	5,525	2	10,714	-	10,714
セグメント間の内部売上高 又は振替高	4	28	-	33	33	-
計	5,191	5,554	2	10,747	33	10,714
セグメント利益又は損失()	541	347	76	812	1,003	190

(注) 1. セグメント利益又は損失の調整額 10億3百万円は、主に各報告セグメントに配分していない提出会社の管理部門に係る全社費用であります。

2. セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業損失と一致しております。

当第3四半期連結累計期間(自 2021年4月1日 至 2021年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位: 百万円)

	報告セグメント				調整額	合計
	情報通信 端末事業	情報通信 システム事業	I o T事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	5,161	5,568	4	10,734	-	10,734
セグメント間の内部売上高 又は振替高	0	3	-	3	3	-
計	5,161	5,571	4	10,737	3	10,734
セグメント利益又は損失()	402	278	51	629	984	355

(注) 1. セグメント利益又は損失の調整額 9億84百万円は、主に各報告セグメントに配分していない提出会社の管理部門に係る全社費用であります。

2. セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業損失と一致しております。

2. 報告セグメントの変更等に関する事項

会計方針の変更に記載のとおり、第1四半期連結会計期間の期首から収益認識会計基準等を適用し、収益認識に関する会計処理方法を変更したため、事業セグメントの利益又は損失の算定方法を同様に變更しております。

当該変更により、従来の方法に比べて、当第3四半期連結累計期間の「情報通信端末事業」の売上高は8百万円増加、セグメント利益は4百万円増加し、「情報通信システム事業」の売上高は173百万円減少、セグメント利益は84百万円増加しております。

(収益認識関係)

(収益の分解情報)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当第3四半期連結累計期間(自 2021年4月1日 至 2021年12月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント			その他(注)	合計
	情報通信端末事業	情報通信システム事業	I o T事業		
一時点で移転される財	3,882	282	-	0	4,164
一定の期間にわたり移転される財	1,279	5,289	4	3	6,569
顧客との契約から生じる収益	5,161	5,571	4	3	10,734
その他の収益	-	-	-	-	-
外部顧客への売上高	5,161	5,571	4	3	10,734
合計	5,161	5,571	4	3	10,734

(注) 「その他」の区分はセグメント間の内部売上高又は振替高です。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第3四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年12月31日)
1株当たり四半期純損失()	35円19銭	72円61銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する 四半期純損失()(百万円)	123	253
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する 四半期純損失()(百万円)	123	253
普通株式の期中平均株式数(株)	3,498,168	3,498,168

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、1株当たり四半期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

2021年11月5日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

配当金の総額 34百万円

1株当たりの金額 10円00銭

支払請求権の効力発生日及び支払開始日 2021年12月3日

(注) 2021年9月30日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行っております。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2022年2月4日

西菱電機株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
神戸事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 三 浦 宏 和

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 奥 村 孝 司

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている西菱電機株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（2021年10月1日から2021年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（2021年4月1日から2021年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、西菱電機株式会社及び連結子会社の2021年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。